

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十七年六月十四日

岡山県知事 石 井 正 弘

## 一 届出事項の概要

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イズミ平島ショッピングセンター

所在地 岡山市東平島一六三番地ほか

### 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市南区京橋町二番二二号

代表者の氏名 代表取締役社長 山西 泰明

### 3 変更事項

(変更前)

#### (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前九時（株式会社イズミ他七社に限る。株式会社キタムラ他二社は  
午前九時三十分。株式会社清嘉園他十一社は午前十時）

#### (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後八時（ただし、夏期十日間に限り午後九時）

#### (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後八時三十分まで

（ただし、夏期十日間に限り午前八時三十分から午後九時三十分まで）

(変更後)

#### (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前九時（株式会社イズミ他六社に限る。株式会社キタムラ他二社は  
午前九時三十分。株式会社清嘉園他十三社は午前十時）

#### (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後九時（株式会社イズミ他八社に限る。株式会社キタムラ他十四社は午後八時）

#### (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後九時三十分まで

### 4 変更年月日

平成十七年六月十日

## 二 届出年月日

平成十七年六月七日

### 三 縦覧の期間及び場所

#### 1 縦覧の期間

平成十七年六月十四日から平成十七年十月十四日まで

#### 2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び岡山市役所経済局商工観光部地域産業課